

清仏戦争と上海東洋学館の設立

佐々博雄

序

- 一、対支文化教育の経緯
- 二、東洋学館
- 三、東洋学館の目的と清国観
結

序

東洋学館は明治十七（一八八四）年八月七日、「清國ノ政治、人情、風俗、言語等ニ通曉シ所謂神髓手足ヲ活動スルノ妙ヲ知ルヲ必要」⁽¹⁾とする趣旨を以つて、当時の自由民権家を中心として、上海に設立された中国語・英語の二カ国語を教授する語学校である。また、海外に設立された邦人経営の学校としては我国最初のものである。しかし、途中、興亜学館、亜細亜学館と、その名称を変え学校を整備したにもかかわらず、この学校は日本政府の正式認可を受けることが出来ず、また、内部の経営困難も手伝って、翌明治十八（一八八五）年九月、僅か一年余りで閉鎖のやむなきにいたつた。

そこで、本稿においては、まず、東洋学館の全体像、即ち、その設立から解散に至る過程を政府の対応と共に明らかにし、併せて、その諸規則、教育課程等を紹介し、次に清仏戦争時における東洋学館設立者の清国観を検討し、東洋学館が如何なる目的を持って設立されたかを考察しようとするものである。

一、対支文化教育の経緯

明治十七年（一八八四）年八月七日に東洋学館は設立されるのであるが、それ以前我国における対支文化教育はどのような形でなされてきたのであろうか。以下、その概略を述べてみる。

まず、その先駆としては興亞会の活動がある。⁽³⁾ 興亞会は明治十三（一八八〇）年三月、日中両国の善隣親和を図るため、両国人有志によって東京に設立された団体であるが、その契機となつたのは明治七（一八七四）年台灣事件交渉のための大久保利通の渡清であつた。この渡清を通じて大久保は日清両国の相互理解の必要性を痛感したのである。そこで、明治十（一八七七）年十二月、清國初代の駐日公使何如璋、副公使張斯桂等の来京するに及んで、互いに協議を重ね、「東京中央に日支両国の語学校を開き、互に四名の教師を延き、両国の生徒六十名をして語学に従事せしめ」⁽⁴⁾ るという、かなり具体的な語学教授留学生交換の計画が練られたのであるが、明治十一（一八七八）年五月大久保が暗殺されて、この計画も中絶してしまつた。しかし、この大久保の計画は米沢藩出身當時海軍大尉曾根俊虎によつて継承される。曾根は明治六年副島種臣外務卿が特命全権公使として清國派遣の際、同行した人物であり、清國通として知られていた。彼は當時有志者と振亞社という団体を結成していたが、清国人とも親交があり、また、同藩出身太政官書記官宮嶋誠一郎の援助もあつて、大久保の意志を継ぎ、東京芝愛宕下天徳寺に中国語学校を開設した。この学校は明治十三（一八八〇）年二月十六日から授業を開始した。この中国語学校は興亞学校と命名され、その經營母体として興亞会が同年三月九日創立されたのである。興亞会の初代会長には旧熊本藩主細川齊護の第六子である長岡護美が、副会長には渡辺洪基が選ばれ、幹事に曾根俊虎、金子弥兵衛、草間時福が就任した。会員には当時の有識者が幅広

く名を連ね、清国人、朝鮮人をも含んだ當時とすれば国際的な団体であった。のちに東洋学館の館長となる末広重恭も興亞会員であった。この興亞会も明治十四年七月には一千円の下賜金があつたりして、その設立当初は活況を呈したが、やがて活動も沈静化し、明治十五年五月、興亞学校は閉校されて文部省直轄の外国語学校に吸収され、明治十六年一月には会名も亞細亞協会と変更された。亞細亞協会はその後も存続し、近衛篤磨の東亞同文会と合併する。このように国内においては興亞会における中国語学校がその嚆矢であったが、そのほかに国内においては、中国語を教育する学校はなかつたのであらうか。

明治十三年興亞会の設立されるや、その会員吉田義靜は熊本に赴き興亞の急務を唱道し識者の注意を喚起する遊説を行つた。その遊説を受け、熊本の佐々友房らは「志氣ヲ海外ニ向ハシメ清韓ニ向テ勢力ヲ樹立セハ以テ世人ニ対シテ先鞭ヲ着クルコトヲ得ヘシ」と決意し、彼らが当時設立していた「同心学校」⁽⁵⁾において「将来の国運を想像しほ邦と支那、朝鮮との関係密接なるべきを察し」、従来の課程のほかに中国語、朝鮮語を学ばせることにしたのである。そして、中国語の教師としては熊本鎮台支那語学校教師榎木某を招聘し、朝鮮語については興亞会員でもある李東仁と共に日本に來ていた吳鑑⁽¹⁰⁾をわざわざ東本願寺から招聘し、同心学校の語学教育に従事せしめたのである。同心学校は明治十五年二月に濟濟齋と改称するが、もちろん、この学校の中においても同心学校以来の中国語教育は引継がれたのである。その中国語教師としては熊本偕行社雇用幡雅文を聘した。そして、これ

らの教育によって、のちに大陸において活躍する人材を輩出させたのである。⁽¹⁾

以上のように、東洋学館設立にいたる日本における中国語教育は興亞会附属の中中国語学校、即ち、興亞学校と明治十五年五月にこの学校を吸収した文部省直轄外國語学校、それに熊本における國權主義政党紫浪会の教育機関である済濟費の中において行われていただけであった。また、興亞会設立の中心人物曾根俊虎と済濟費の創設者佐々友房は明治十七年東洋学館が設立される上海において接触することになるのである。⁽²⁾

二、東洋学館

東洋学館設立の中心となつたのは主に九州改進党の人々であつた。⁽³⁾

当時、九州における民権派は板垣退助の自由党の別動隊ともいふべき九州改進党を明治十五年（一八八二）年三月に結成させていた。この九州改進党は熊本の学統の一つである横井小楠の実学党的流れをひく公議政党を中心として全九州の民権派に呼びかけて結成されたもので、各地の政社を支部とした連合協議体の政党であった。この九州改進党の中心人物である熊本の宗像政と同県人日下部正一、それに同じく改進党員である鹿児島の長谷場純孝、和泉邦彦を中心として東洋学館設立計画が進められるのであるが、その設立の契機となつたのは明治十七年長崎において福岡玄洋社平岡浩太郎と日下部正一の会談にあつたといわれている。その際、日下部は「上海は東洋第一の貿易港なれ

ば、此地に支那語学校を起して、日本の青年子弟を教育し、支那の国情を窮めしめば、他日大陸經營の用に当つて事を得べし、又支那革命⁽⁴⁾と、彼の意見を平岡に説き、その後援を取り付けたのである。しかし、上海における学校設立の動きはすでに明治十六年頃からあつたようと思われる。それはのちに東洋学館の館長となる末広重恭（鉄腸）が明治十七年（一八八四）年十月の演説の中で東洋学館の設立に触れ、「九州ノ有志家が此ノ事業ヲ創造スルコトヲ發意セシハ實ニ昨年ノ秋ニ在リ」⁽⁵⁾と述べていることから推察される。また、『東亞先覺志士記

伝』や『玄洋社社史』の中で、明治十五年の壬午事変後、宗像政、長谷場純孝、和泉邦彦、中江篤介（兆民）、末広重恭、栗原亮一、樽井藤吉等七名が大陸活動計画の申合せをなし、福岡玄洋社にその計画を持ち込み賛意を得た記述が見うけられるが、これらの人々がのちにすべて東洋学館と関わりを持ったことから考えれば、このような動きも東洋学館設立に何らかの関係があつたと思われる。

明治十七年六月十九日、かねてからベトナムの宗主權をめぐつて対立していた清国とフランス両軍はついにバクレ（北隸）において衝突し、八月には仏軍が台湾の基隆と対岸の福州を攻撃して清仏戦争が開始された。この清仏戦争の進展を契機として国内においても著しく対外危機感が強まり、国民の大陸に対する関心も昂揚してきた。このような情勢を背景として、明治十七年八月七日東洋学館が開館されるのである。この開館に先立ち同年七月「趣旨書」と「綱領」を印刷した

印刷物が出されるが、この「綱領」によると東洋学館は「清国上海虹口乍浦路第二十三号館」に設置され、その目的とする学科は「支那学ヲ主トシ羅馬拉丁英仏学及ヒ和訳書数学」等であった。また、その「趣旨書」は次の通りである。

ニ報國ノ本

明治十七年七月 清国上海 東洋学館

「乍浦路第二十三号館」に設置され、その目的とする学科は「支那学ヲ主トシ羅馬拉丁英仏学及ヒ和訳書数学」等であった。また、その「趣旨書」は次の通りである。

東洋学館趣旨書

孤島千年ノ鎖鑰破レテ歐米ノ風潮堤ヲ決シテ入り於此乎世態人情一変シ去リ所謂節義廉恥ナル者殆ント地ヲ拂ヒ唯新奇浮華ノ境ニ馳セ或ハ党派ヲ結ヒ以テ政党ト称スルアリ甲乙紛云政論ノ為メニ將サニ國ヲ傾ケテ己マントスルノ状アリ是豈ニ邦國ノ面目ナラムヤ惟ミルニ國家盛衰ノ岐ルゝ所以ノ者ハ外交政略ノ如何ニ因ラスンハアラス我国ニシテ永ク独立ノ体面ヲ完フセント欲セハ東洋政策ノ得否ニ注思セサル可ラス蓋シ東洋ノ神髓ハ清國ノ頭上ニ在テ存スル者ニシテ我國トノ関係ヲ論セハ即チ輔車相倚リ脣齒相保ツノ大要アル也苟モ志士ヲ以テ任スル者茲ニ主眼ヲ置カスシテ可ナラムヤ

我輩ハ怪ムニ不堪方今外交ノ要ヲ論シ且ツ海外ニ留学スル者歐米天地ヲ指スモ近接不可離ノ清國ニ至テハ寥トシテ聞ヘルナシ是レ洵ニ一大欠典ナラスヤ我輩ハ先ツ清國ノ政治人情風俗言語等ニ通曉シ所謂神髓手足ヲ活動スルノ妙ヲ知ルヲ必要ナリト信シ茲ニ一大学校ヲ設ケ大成有為ノ人士ヲ養成シ遂ニ將サニ長江一浮千里進テ東洋ノ袁運ヲ挽回セントスルナリ之ヲ記ス清國上海ハ即チ東洋ノ咽喉ニシテ金穀ノ輻マル所人材ノ來ル所我國ヲ隔ツル遠キニ非ス一棹至リ易キ地ナルヲ以テ此ニ校舎ヲ置ク江湖同感ノ士來レ學へ是レハ此レ真正

さて、八月七日に開館された東洋学館の状況はどのようなものであったろ

右の内容が東洋学館設立の趣旨であるが、そこには東洋学館設立の中心となつた人々のこの時期の对外認識が、「東洋ノ衰運ヲ挽回セントスルナリ」という当時の危機意識に立脚し、清国に対しては「輔車相倚り脣齒相保ツ」という日清協調論的なものであつたことを知ることが出来る。ところで、先に東洋学館設立計画の中心者として宗像政・日本部正一、長谷場純孝、和泉邦彦の名前をあげたが、これらの人物のほかにその設立当初の東洋学館に関与した人物にはどのような人々がいたのであらうか。熊本における九州改進党系の新聞『熊本新聞』⁽¹⁹⁾九月十六日の記事によれば東洋学館の主唱者として日下部正一、宗像政、長谷場純孝、杉田定一、和泉邦彦、鈴木昌司、小林樟雄、植木枝盛の八名の名前を掲げてゐる。また『東亜先覺志士記伝』下巻の杉田定一の伝記においては前記八名のほかに中江篤介、栗原亮一、末広重恭の三名を追加している。このほか設立当初の関係者としては前述した玄洋社の平岡浩太郎や佐賀の山口五郎太、大和の樽井藤吉、土佐の馬場辰猪をあげることが出来る。このように東洋学館設立に関与した人物を見てみるとこれらの人々が当時の著名な自由民権運動家であることがわかる。この時期、これだけの自由民権家が上海という土地に東洋学館という学校を設立させようとしたことは非常に興味のあるところである。

うか。まず、この東洋学館設立の模様は八月九日付の『熊本新聞』と熊本紫浜会の機関新聞『紫浜新報』によつて紹介され、次いで『朝野新聞』八月十四日の記事によつても紹介された。さらに八月二十四日東洋学館の広告が和泉邦彦、宗像政、長谷場純孝の連名をもつて『朝野新聞』に掲載されたのである。このような動きにつれ、学館に応募する生徒も「最初之ニ応ズル者ハ僅々数フベキニ過ギザリシ」という状況から「此ノ学館ノ生徒タラントスル者日ニ其ノ数ヲ増加セリ」というように盛況になつてくるのであるが、上海における学校の実際状況はというと、まだ、学校設備も不十分であり、「同地にては殆ど学校の所在を知るものも無き程なれば名を聞きて来航し失望するものもあらん」という状態であった。そこで、東洋学館は再編成の必要に迫られ、九月末、亜細亜協会会員であり、朝野新聞主筆である末広重恭（鉄腸）を館長に推举し、末広のもとに学校経営の準備が開始され、その実際経営には大内義映、鈴木万治郎、山本忠礼、宇野宮平一、新井毫等があたることになった。

ところで、この設立当初の東洋学館に対し日本政府、特に設立地である上海の領事はどうの見解を示したのであらうか。明治十七年十月九日上海領事安藤太郎は外務卿井上馨へ東洋学館設立に関して、

機密信第百拾九号

先般當館へ東洋学館ト申名称ニ而学校設立致度旨出願候者有之タルニ付、篤ト右趣意書等一覽仕候處、全ク当地之事情ニ通曉不致者之

發意ニ相異無之耳ナラス、其所言一々過大実施難相成義ト愚察候ヲ以テ、右ハ其筋へ伺候上ナラデハ難差許旨申聞テ願出却下候、折柄仄ニ承リ候ヘハ同学校ハ自由党之發意ニ係リ候者ニ而、青年客氣之徒ヲ海外ニ嘯集シ其党力を養生セントスル目的ナル由、因而夫々取糾候ニ本邦新聞紙上ニ於而流布候トハ全ク反対致シ有名無実不足採結構ニ付格別介意モ不致候処、近頃毎郵船書生之本邦ヨリ来航候者陸続不絶、其内熊本を其最トシテ鹿児島、東京之者モ頗ル有之而此徒多クハ徵兵適齡ニヨリ漫ニ有名無實之学校ニ瞞着セラレ渡來之上直ニ東洋学館之名ヲ以テ當館へ證明書出願然ルニ古決シテ難差許次第ニ付、或ハ勧諭帰國セシメ、或ハ相應之教員探索之上之ニ從学為致等、種々注意致居候ヘ共、所聞ニ拠レハ右ト同様之瞞着を喫シ追々渡清候者有之趣、就ハ今日ニ於而此等之徒逐便渡來を抑制不致候時ハ第一ニ徵兵令之御趣意ニ戻背、第二ニハ向後幾多之少年輩學業ハ未熟ニ陥リ、徒ラニ學資ヲ浪費遂ニハ放逸無賴ト相成候ハ必定ニ被存候ニ付、何卒至急御評議を被遂、其筋ニ於テ至当之処分有之候様不堪冀望之至候也

明治十七年十月九日 上海

外務卿井上馨殿

領事 安藤太郎⁽²⁴⁾

右の内容のよう安藤領事は東洋学館は有名無實の学校であるとし、その目的も、国内において収束しつつあった自由党の「党力養生」のためや、明治十六年十二月に改正され、従来より厳しくなった徵兵令に対する徵兵遁れのためであるという見解をとり、渡清して来る学生

を抑制しようとしていたのであった。また、この上申書でわかるように東洋学館は政府の正式認可をまだ受けていない学校であったのである。

政府側からこのように見られていた東洋学館は末広重恭を館長として、十月初旬より規則を改正し⁽²⁵⁾、十月中旬には大内義映、鈴木万次郎が学校創立委員として上海に赴くなど、その再出発にとりかかった。また、末広は明治十七年十月十六日の『朝野新聞』において、先の安藤領事の見解に弁明するかのように、次のような記事を載せている。

今日東洋学館ノコトニ至リテモ種々ノ飛言ヲ放ツテ我々ヲ讒誣スル者アリト聞ク、其ノ第一ニハ曰ク是レ山師ノ所為ナリト。……其第

二ニハ曰ク其事業ハ可ナレトモ其ノ時節ノ不可ナルヲ如何セント。

……第三ニハ曰ク政党ヲ養生スルノ機関ト為スニ非ザルヲ得ンヤト、嗚呼内地ニノミ局東シテ海外ヲ達観スル能ハズ徒ラニ主義ノ小異同ヲ争フテ相敵視ス、是レ今日我邦政党ノ有様ナリ之ヲ転化シテ海外ノ事情ヲ注視セシムルハ即チ政党ノ幣害ヲ匡正スルノ一大方便ナリ。

……上海ニ設立スル学校ノ政党ノ臭氣ヲ帶ブルト思惟スルハ実ニ妄想ノ甚キ者ト謂フベシ。第四ニハ曰ク上海ノ学校ハ徵兵ヲ忌避スル者ノ為メニ淵叢ヲ造ルナリト、是レ決シテ然ラズ……即今召募ニ応ズルモノヲ視ルニ、二十二三年ノモノ有リ十六七年ノモノアリ徵兵適齡ノモノトテハ其半ニ過グル能ハザルナリ、若シ一歩ヲ譲リテ此ノ学館ニ入ル者ハ盡ク徵兵逃レニ出ヅルト仮定スルモ一時ノ方便ニ因リ内地ニ局東スル人民ヲシテ海外ニ赴クノ習慣ヲ發シ、外國ニ於

テ実業ニ就クノ端緒ヲ發セシムレバ、豈國家ノ利益ニ非ズヤ。（以下略）

このように末広も当初の東洋学館の悪評を払うべく努力に始めたのであつた。

さて、東洋学館再建のため、先に大内、鈴木両名を上海に派遣した東洋学館はさらに十月二十一日館長代理としての山本忠礼とその外数名を上海に赴かせ、一旦、東洋学館を閉館し、再建東洋学館を十一月十日頃に開館することをめざして、諸事の改善に努めさせたのであつた。この時期の上海における状況を十一月九日の『朝野新聞』は次のように報じている。

東洋学館は一時上海に於て不評判を極め、学校は有名無実にて生徒も四方に散乱する有様となり、少年子弟の前途を誤まるのみならず自然我国の名誉にも関係することとなれば領事より至急差留めの儀を政府へ上申せられし程なりしが、其の内に規則も改正と為り、東京より館員數名出張し百事尽く一新せしより大に評判を恢復し、領事を始め同処に在る官員紳士孰れも賛成の意を表せられたり、支那にて東洋と云へば日本のことにて規模の狭隘なる様に聞え、且つ幾分か支那人の感情を悪くする傾向あるにより、一同協議にて興亞学校と改名したり、且つ是れまで仮り学館のある場所は壳淫女の巢窟にて書生の風俗を悪くする恐れあれば、不日程善き土地を見立てゝ壮大の家屋を借り、是これまでの教師の外に西洋人、支那人を雇入れて盛むに開校を為す用意最中なり。（以下略）⁽³⁰⁾

このように一時不評判を極めた東洋学館も館員諸氏の努力により、かなり信用を回復し安藤領事も賛意を表わしていることが記述されているが、事実、明治十七年十月三十日の井上馨宛「機密信第百貳拾八号」において、安藤領事は設立認可の指令を仰ぐと共に「同学校規程等ハ之を先回之分ニ比スルニ頗ル面目を改メ実施可相叶者ト被存候ニ付、政党養成之御掛念モナク、又徵兵ノ御主意ニモ戻背不致義ニ而ハ候、日清間交通便宜ノ一端トモ行々ハ可相成存候」と、前回の「機密信第百拾九号」に比べて、かなり好意的な報告を行っているのである。しかし、ここにおいても政府の正式認可を得ることは出来なかつた。

十一月初旬に東洋学館の名称を「興亞学校」⁽³²⁾と改称した同館は同月下旬さらに名称を「亞細亞協会員にも学館の事を賛成せらるゝ人も多く興亞の二字ハ何分不穏なりと云ふ議論起りたれば」という理由から「亞細亞学館」と改名させる。また、すでに十一月五日には学館を旧地から米租界崑山路第八号館に移転し、英国人クロスピーを英語教師、中国人傅廷棟を中國語教師として聘し、十一月七日には開館式を行つていたのであつた。そして、学生は日本人のほかに中国人も入館するようになり、本科のほかに夜学も開設されたのである。

さて、前述の安藤領事の「機密信第百貳拾八号」に対して政府は「機密第貳拾三号」及び「機密第貳拾四号」をもつて安藤領事に指令を送つた。その内容は改正教育令や文部省諸布達等に準拠した設置願を出願せよというものであつた。⁽³³⁾ここに、既に「亞細亞学館」と名称を変え、内容も充実して授業も開始していた同館は設立者山本忠礼の

名をもつて、明治十七年十二月九日「亞細亞学館設立願」（卷末「附属資料」参照）を安藤領事に提出した。その「亞細亞学館設立願」の内容は、一、設置ノ目的、一、名称、一、位置、一、学科学期課程及教科用図書、一、教授法ノ要旨、一、試業規則、一、起業終業时限、一、休業日、一、入学退学規則、一、寄宿舎規則、一、生徒心得、一、生徒罰則、一、入学生学力、一、入学生年齢、一、生徒定員、一、学校長教員職務心得、一、学館長教員人員俸額、一、学館長教員品行学力及履歴、一、設立者ノ履歴、一、敷地建物図、一、授業料、一、経費収入支出等であり、設立者山本忠礼、館長末広重恭、教員英人ジョーン・クロスピー、中国人傅廷棟の下に「貿易ノ道ヲ講習シ兼テ興亞ノ旨意ニ基キ内外人ヲ論セス広ク清国ノ言語（南北官話）ヲ教ヘ併セテ英國語学ヲ教授スルヲ目的」とする、間口四間半、奥行拾二間、練瓦二階建で一階は台所、応接所、小使部屋、教場、中二階は事務局、二階は寄宿所の学校であったことがわかるのである。

このような内容の設立願書は安藤領事から外務省に送られ、さらには設立の裁定を求むべく文部省に廻附される。⁽³⁴⁾これに対して、文部卿大木喬任は明治十八年三月十九日「学一第一百二拾八号」をもつて外務卿井上馨にその設立不可の回答をなしたのである。

学一第一百二拾八号

清國上海ニ於テ設置スヘキ私立學校之儀ニ付右設立志願者ヨリ領事を出願せよといふものであつた。⁽³⁵⁾ここに、既に「亞細亞学館」と名称之事項（付箋ノ廉々）ヲ除ク外規則面大体ニ於テハ格別不都合之儀

モ不相見候得共右設立志願者ハ其履歴面ニ拠ルニ曾テ禁獄之刑ニ処

セラレタル者ニ有之候ニ付テハ一般之例ニ於テハ容易ニ学校設立者

タルヲ許スヘカラサル筈之者ニ候……(中略)……設立志願者山本忠
礼ノ如キ禁獄之刑ニ処セラレタル者ハ容易ニ学校設立者タルヲ許ス
ヘカラサル筈ニ有之且又館長末広重恭儀モ曾テ禁獄之处分ヲ受ケタ
ル者ノ由伝聞致候處、若シ然レハ当省明治十四年第二十六号及十六
年第九号達ニ拠リ一般ノ例ニ於テハ學校長タルヲ許スヘカラサル者
ニ有之候間右様御領知相成度此段申添候也⁽⁴⁰⁾

右のよう文部卿大木喬任は設立者山本忠礼、館長末広重恭が以前に
禁獄の刑に処されたことが明治十四年、十六年の「學校教員品行検定
規則」に抵触するとして、亞細亞學館の設立を喜ばなかつたのである。

また、同回答の中で、「右等學校ノ設置ハ頗ル徵兵忌避之方便ト相成
ヘク」と、徵兵忌避の問題とも関連するので陸軍省の意向も伺うよう
に述べている。そこで、陸軍卿大山巖へも設立許否の回答を求めた
のである。大山は明治十八年四月九日「陸軍省送達第九二七号」をも
つて、次のような設立不許可の回答を井上に送つたのである。

(前略) 小官ニ於テハ初メヨリ支那ニ留学スル者ノ徵集ヲ猶予スル
ハ固ヨリ好ム処ニ無之、且教育上ノ事ハ敢テ喙ヲ容ルゝ処ニ非スト
雖モ此等ノ学校ハ上海ニ非サレハ設立スルヲ得サル訳無之内地ニ於
テ之ヲ興スモ教育上不都合有之間敷、旁亞細亞學館設立之義ハ許可
不相成方可然存候間、右様御了承相成度此段及御回答候也

明治十八年四月九日

外務卿伯爵井上馨殿

陸軍卿伯爵大山巖

このように陸軍省からは徵兵忌避の立場から設立を拒否されたので
ある。文部、陸軍両省から設立不許可の回答を受けた外務省は早速局
議を開き明治十八年四月二十七日上海安藤領事ヘ亞細亞學館設立願が
却下された旨を指令したのであつた。⁽⁴³⁾ ここに亞細亞學館は閉鎖される
運命となるのであるが、これ以後も亞細亞學館は再願運動を行い学生
募集を続けていたので明治十八年九月三日学生募集停止の諭達を亞細
亞學館主幹へ出し、同日その請書をとりつけ、ようやく正式に解散さ
れることとなつたのである。

このように亞細亞學館閉館の理由は政府の認可を受けることが出来
なかつたことにあつたのであるが、その閉館のもう一つの理由として
は從来『対支回顧録』や『東亞先覺志士記伝』において記述されている
ような財政難も手伝つたのである。このことは明治十八年二月五日安
藤領事が外務省公信局長浅田徳則に宛てた書面において「近頃ニ至リ
其財務頗ル切迫之由伝聞候ニ付間接直接取調候ニ余リ本邦より之廻金遲
涉之原因候⁽⁴⁵⁾」とあることからも理解され、この二月の時期になるとか
なり學館の經營は困難になつてゐたものと思われる。この亞細亞學館
の窮状を見かね、種々の負債の後始末に資金の援助をしたのが大隈重
信であつた。すでに、亞細亞學館の經營にあたるため大隈等の援助を
うけて渡済していた宗像政は明治十八年四月から十一月にかけて亞細
亞學館の窮状を訴え大隈に資金の援助を求める書翰を送つたのであつ

た。それらの書翰によれば、まず和泉邦彦を、次いで宇都宮平一を帰国させ、大隈に学館の窮状を嘆願させ、資金援助を求めたのであるが、その負債が多額であるため、在京の末広重恭を通じて、負債明細を大隈へ呈示し、負債総額と宗像の帰国旅費百四十余円の援助を求めたとあり、これを大隈が出資したことによつて亞細亞学館は無事解散出来たのであつた。⁽⁴⁷⁾

以上、東洋学館の設立から解散に至るまでの過程を政府の対応と共に述べてきたわけであるが、これらのことから東洋学館はまず、自由民権家を中心にして設立され、次に、末広重恭を名義上の館長とし、興亞学館、亞細亞学館と改称して、その充実をはかつていつたのであるが、結局自らの財政難と政府側が設立者及び館長の禁獄処分と徵兵忌避の方便となる等の理由から設立を許可しなかつたことにより解散に追い込まれたことが明らかになつたことと思う。

三、東洋学館の目的とその清國觀

東洋学館が設立される明治十七年という時期は国内においては明治十四年から開始された松方正義のデフレーション財政によって、全国的不景気が頂点に達した時期であり、前年十二月には、従来より厳しく改正された徵兵令が出され、三月には地租の輕減規定廃止の地租条例が出されたことなどにより民衆の不満がたかまゝ、地方の自由党員と結びついた一連の諸激化事件が続いた時期であった。このような情勢の中で自由民権運動はしだいに収束の方向に進むのである。一方、

この年国外においては久しく安南の宗主権をめぐつて続いてきた清仏間の緊張が八月、仏軍の基隆、福州攻撃を契機として破れ清仏戦争が開始される。この清仏戦争の進展は国内情勢の変化とも結びついて国民に対して、著しく危機意識をたかめさせ、大陸に対する関心を昂揚させたのであつた。

さて、東洋学館はこののような内外の情勢を背景として設立されるのであるが、果して東洋学館は何を目的として上海に設立されたのであろうか。また、その背景となる当時の清國觀はどのようなものであつたのであらうか。以下、東洋学館の目的と当時の清國觀を中心に検討してみようと思う。

明治十七年（一八八四）年八月七日、東洋学館は上海に設立されるのであるが、先にも述べたように、その設立に関係した人々は自由民権派の人々であった。九州改進党の宗像政、和泉邦彦、長谷場純孝、自由党的杉田定一、栗原亮一、鈴木昌司、植木枝盛、馬場辰猪、大阪事件に關係した小林樟雄、日下部正一、山口五郎太、その他、中江篤介（兆民）、樽井藤吉等であるが、彼らは當時どのような清國觀をもつて東洋学館を設立したのであらうか。『東洋学館趣旨書』⁽⁴⁸⁾において彼らは「東洋ノ神體ハ清國ノ頭上ニ在テ存スル」と、当時のアジアの中心は清國であり、日本と清國との關係は「輔車相倚リ脣齒相保ツノ大要アル他」と、相互依存の關係にあることを強調し、一旦緩急ある時には「神體手足ヲ活動スル」必要から、まず清國の「政治、人情、風俗、言語等ニ通曉」する「大成有為の人士」を養成し、「東洋ノ衰運

ヲ挽回セントスル」ことが目的であることを述べているのであるが、この設立趣旨書が設立関係者の総意とみなすならば、当時の彼らの清國觀は「輔車相倚り、脣齒相保ツ」というような日清協調論的立場にあつたといえるであろう。また、『東洋學館仮規約』の「緒言」においても彼らの立場を明らかにしている。

今同志ノ諸士ト相謀リ此館ヲ海外ニ設立ス蓋シ其ノ趣意タルヤ大ニ東洋ノ衰運ヲ挽回シテ以テ泰西諸邦ト衡テ世界ニ争ヒ遠ク威光ヲ洋外ニ發揚スルニ在リ、吾輩切ニ國ヲ愛シ世ヲ憂フルノ余リ敢テ其偉業ヲ以テ自ラ任シ而テ此趣意ヲ達セント欲ス必スヤ東洋諸國親和シテ以テ輔車相依リ唇齒相保ツノ大ヲ失フ可カラス……（中略）……

清國ハ廣ク亞細亞大陸ヲ占メ其大勢ノ傾ク所我ニシテ豈ニ能ク独リ之ヲ免ルゝヲ得ヘケン哉、其交渉ノ重且ツ密ナルコト夫レ斯ノ如シ……（以下略）

このように「諸言」においても清國との協調を主張しているのである。ところで、東洋學館設立に關係した人々に自由黨の關係者が多いことは前述したが、この自由黨の機關誌『自由新聞』は當時、清國に対してどのような立場をとつていたのであらうか。明治十五（一八八二）年七月の朝鮮における壬午事變以来『自由新聞』は清國との協調を中心として、清仏間の緊張が破れ、清仏戦争が開始されると、その論調を転換させる。明治十七年八月二十八日から三十日までの一連の社説において清仏戦争では日本はフランスの立場を支持すべきであると述べ、日清協調論を批判するのである。まず、『自由新聞』は

清國の安南におけるフランスとの宗主權をめぐる争いは日本と清國の朝鮮をめぐる対立としてとらえる。

今日清國ニシテ突然我邦ニ対シテ朝鮮ハ我ガ属國ナルヲ以テ将来貴国ガ此國ニ閔シテ為サント欲スル所ハ先づ我ガ清國ノ承諾ヲ経ザルベカラズト言ハシムレバ我邦人タル者ハ果シテ何等ノ感覺ヲ發動シ来ルヤ

このように清國に対し警戒を示し、同文同種の清國と異文異種のフランスとを比較して、

清仏交戦ノ際ニ当リ如何ニ清國ヲ愛憐シテ仏國ヲ疎外シタレバトテモ何ゾ能ク其歎心ヲ得ルニ足ランヤ清國果シテ我レヲ喜バズ加フルニ仏國ハ我邦人ガ心情窃カニ清國ヲ愛憐シテ自國ヲ疎外スルヲ憤リ永ク之レヲ衡シテ必ズ其報酬ヲ為サンコトヲ期スルニ至ラバ我邦ノ不利タル抑モ如何ゾヤ……

と、むしろフランスを支持する立場をとつたのであった。『自由新聞』はこのように東洋學館設立関係者の日清協調論と相反する立場をとつたのであるが、一見矛盾するよう見える双方の立場も『自由新聞』が清國を清廷の利害と清國民衆の利害と區別して論じてゐることから理解の糸口がつかめる。即ち、清仏戦争は清國にとつて重大問題ではあるが、「支那全体上ヨリ之ヲ考フレバ其内乱革命ノ事アルハ其國勢ヲ一変シテ旧弊ヲ去リ新利ヲ興ス所以ナリト思惟セザルヲ得ズ」と、清仏戦争を好機として、内乱革命の起くる可能性、或いは国情が一変する可能性もあることを指摘しているのである。このように『自由新聞』

聞」が清廷と清国民衆とを区別して論じていることから考えれば、東洋学館設立関係者の日清協調論的立場は清国民衆との協調、連帶の立場であると考えられ、『自由新聞』の論調と矛盾する主張ではなかつたのである。日下部正一が上海における学校設立の件で、平岡浩太郎に「支那革命党员と交際の道も開くべければ是非とも右の学校設立を目論見たし」と述べているように、設立当初の東洋学館は清国民衆との提携を目論んで設立された学校であったといえるであろう。このように清国民衆との協調意識をもつて設立された初期の東洋学館は多分に政治的色彩の濃い学校であったのである。事実、当時、清国農民・民衆の結社である哥老会等と提携し、清仏戦争の混乱に乗じて清國の改革を実現しようという日本人の活動があつたのであるが、この動きに参画した人々に東洋学館関係者が少なくなかったのである。この策動は俗に福州組事件と呼ばれるもので、結局は未発に終つたのであるが、この事件に和泉邦彦、樽井藤吉、山口五郎太等の東洋学館設立関係者が参画しており、また、松本龜太郎、中野二郎、中野熊五郎等の東洋学館出身学生が加わっていたのである。⁽⁵⁶⁾一方、上海の安藤領事は明治十七年十月三十日の機密信において、東洋学館設立に関する件と共に、哥老会等と手を結んで騒乱を企てようとする一派の風聞があることを井上馨に報じているのである。

福州地方ニ於テ思乱之人民密ニ結社其最大ナル者可老会ト呼ヒ動スレハ掲竿ノ沙汰ニモ及ハントスル趣兼テ御承知ニモ可有之存居候處、近頃武昌地方ニ於テモ同様之党派頗ル紛起自称ハ国会ト号シ官吏ハ

之ヲ囁匪ト唱ヘ甚警戒致居候様子、然ルニ今日清国外患ノ際ヲ機トシテ此ノ不逞ノ徒ト連合俱ニ騷乱ヲ謀リ漫ニ功名ヲ博セントスル輕躁ノ狂生無之トモ不被存義ハ先般來仄ニ夫々伝聞之義モ御座候間、杞憂之余リ一応貴聞ニ相達置候、猶十分之徵證發見及候節ニ至リ巨細ハ可具状心得ニ有之候也。

このように安藤領事は井上馨外務卿へ報告しているのであるが、同信中に「東洋学館設立之義ニ付今回其管督人ト称スル者數名來港之内鹿児島人ニ而和泉邦彦ト申者之陳述ニハ」とあることから福州組事件に和泉等が参画したのは十月三十日以前であり、樽井藤吉が十月中旬に上海に渡つたことから考えれば、和泉や樽井、それに東洋学館出身学生等が事件に参画したのは十月中旬以降、三十日迄の二週間余りの間であったのであろう。また、この間に福州組事件は中止になつたのである。

ところで、以上のように設立当初の東洋学館は清国民衆との協調意識を持つて、それらとの提携を目的とする政治色の強い学校であつたことが理解されたが、次に、十一月に再建される東洋学館、即ち、末広重恭、山本忠礼、大内義映を中心とした亜細亜学館はどのような清国觀を持つて何を目的としたのであろうか。末広重恭は「我邦ノ外ニ國アルヲ知レ」という題目の演説において、日本と清国の関係について次のように述べている。

支那ヲシテ果シテ自ラ振起スル所アリ威力ヲ東洋ニ震フコトアラン
カ我邦ハ必ズ之ガ為メニ一大風潮ヲ蒙ラザルヲ得ズ……（中略）

……日支両国ノ国情地形ヲ視ルニ親メバ斎魯ト為リ離ルレバ吳越ト為リ水炭輔車ノ時ニ從フテ変更セザルヲ得ズ而シテ琉球事件ノ如キ朝鮮事件ノ如キ両国ノ間ニ種々ノ関係ヲ生出スルコトハ将来ニ於テモ決シテ之レナシト謂フベカラズ⁽⁵⁹⁾

この末広の演説からは東洋学館設立当初の日清協調論的姿勢は見うけられず、むしろ、「水炭輔車ノ時ニ從フテ変更セザルヲ得ズ」というような将来の日清対決を予測する強硬的姿勢が窺われるのである。また、先に、当初の東洋学館が『熊本新聞』により出した「緒言」において「東洋ノ衰運ヲ挽回シテ……東洋諸国親和シテ以テ輔車相依リ唇齒相保ツノ大ヲ失フ可カラス」と主張している日清協調論的文章を十月二日の『朝野新聞』による「緒言」においては全て削除し、「我邦ハ清國ト前途ニ重大ノ関係アリ」という一文に変更しているのである。末広の対清認識は清仏戦争の進展により、将来、先きの琉球事件や明治十五年の壬午事件のような日清間の緊張が再び起ることを予測した対清警戒の認識であったのである。事実、この年十二月には朝鮮において日清両軍が衝突する甲申事件が起り、国内の対清意識も協調論的立場から日清対決論的強硬論が多数をしめるようになつていったのである。

さて、このような清国觀を持つた末広の東洋学館はどのような目的をもつて再建されたのであるか。末広は「書生ノ方向」という演説においてその目的を次のように述べている。

此ノ学館ヲ上海ニ設ルノ目的タル決シテ普通ノ学者ヲ造り出サント
された東洋学館、即ち亜細亜学館と二つに分け、各々の清国觀と設立
語学ヲ教授スルヲ目的トス」と、その設立目的を正式に明記させたのであった。

以上、東洋学館を設立当初の東洋学館と末広重恭を中心として再建された東洋学館、即ち亜細亜学館と二つに分け、各々の清国觀と設立語学ヲ教授スルヲ目的トス」と、その設立目的を正式に明記させたのであった。

スルニ非ズ、支那語英語ヲ教授シ東洋ノ貿易交際ニ鍊熟スル実業家ヲ養育シ大ニ国家ニ利益セント欲スルニ在リ……支那ト我邦トハ前途ニ於テ交際上重大ノ関係アリ而シテ無尽ノ財源ヲ有スル一大國ハ我が國民ノ進ンデ利益ヲ博取スベ好市場ニ非ズヤ而シテ之レニ從事スルハ支那語ニ通ジ兼テ東洋ノ貿易ニ必要ナル英語ヲ学ブヲ以テ第一着トス故ニ東洋学館ニ於テハ先づ清英二國ノ語学ヲ教授シ書生ヲシテ専ラ支那ノ事情ト商業上ノ事ヲ講究セシメ仮令法律ノ一科ヲ設クルトモ契約法商業律万国公法ノ大意ニテ其ノ主トスル所ハ東洋ノ交際貿易ニ從事スル者ヲ養育スルニ在リ

この末広の演説から窺われる東洋学館の目的は清国やアジア諸国を國家的利益の対象として、それを求める手段としての貿易、商業に熟練した人物を養成するために中国語、英語等を教授することであった。

ここには先の東洋学館設立関係者の観念的な協調論とは異なり、清国やアジア諸国を経済的展望によつて好市場とみなす国権拡張論的認識が働いていることが理解されるのである。そして、末広のこれらの認識をふまえて、明治十七年十二月九日安藤太郎上海領事へ出した『亜細亜学館設立願書』の中において「貿易ノ道ヲ講習シ兼テ興亜ノ旨意ニ基キ内外人ヲ論セス広ク清國ノ言語（南北官話）ヲ教ヘ併セテ英國語学ヲ教授スルヲ目的トス」と、その設立目的を正式に明記させたのであった。

目的を検討して来たわけであるが、当初の東洋学館は日清協調論的認識を持って、清國民衆との提携を目的とした極めて政治的色彩の強い学校であったこと。次に、亞細亞學館は対清警戒の認識から清国を貿易商業の好市場としての対象となし、国家利益を目的とした貿易商業熟練の人材養成の学校であったことなどが理解されたことと思う。

ところで、東洋学館、亞細亞學館に關係した人物は主に自由民権系の人々であったが、『東亜先覚志士記伝』⁽⁶⁴⁾によれば彼らとは性格の異なる熊本の國權主義者佐々友房をその関係者としてあげている。彼は先にも少し触れたが熊本における國權主義政党紫浪会の中心人物であり、早くから大陸に注目して中国語、朝鮮語等をその教育機関で行っていた人物である。佐々は明治十七年十一月二日清仏戦争視察のため紫浪学会（紫浪会の政社組織を解いたもの）の代表視察員として、のちに中国で活躍する佐野直喜、宗方小太郎の二名を伴い上海に渡り、約二ヶ月程の視察を行い十二月二十日帰国するが、この間の行動を佐々は『滬上游記』⁽⁶⁵⁾という日記にまとめている。この日記によれば佐々は十一月六日と九日に東洋学館を訪れ、大内義映と面談し、同館の機械の事に関して相談を受けた記述が見うけられ、この事実からすれば佐々は東洋学館と何らかの関わりを持つたと推測されるが、佐々等の機関紙『紫浪新報』は十一月三十日の雑報「筆罰を与ふ」という記事において、設立まもない亞細亞學館を攻撃しており、また、『滬上游記』においてもその他に東洋学館に関する記述は見当らず、以上からして、佐々が東洋学館と積極的に關係を持つたとは思われないのである。

また、先の『滬上游記』によれば佐々は上海において曾根俊虎、島弘毅、丸子方、東郷平八郎等の軍人のほかに樽井藤吉、和泉邦彦、栗原亮一等とも会っており、殊に樽井藤吉とはかなり数多く会って、帰国際も樽井と同船であったことが記されている。そこで、先に検討した東洋学館、亞細亞學館の清国觀と比較する意味において、清仮戦争時における佐々等國權主義者の清国觀について彼らの機關紙『紫浪新報』を中心として検討してみようと思う。尚、彼らの清国觀についてはすでに検討したがあるので、ここでは清仮戦争期にしぼつて簡単に述べることにしたい。紫浪会は以前から日清連合、提携論的立場をとり、その機關誌『紫浪雑誌』や機關新聞『紫浪新報』によってその主張を披瀝していたが、清仮戦争の進展に伴い『紫浪新報』において彼らの主張をさらに強化して掲載する。まず、九月六日の社説「露廷ノ遠略先ツ東洋ノ大患ヲ醸シタリ」において清仮戦争に乗じてフランスとロシアが提携する可能性のあることをヨーロッパとアジアの情勢から指摘し、「東洋ノ大患ハ露廷ノ挙動ヨリ甚シキモノハアラサル」と、アジアにおいて最も脅威とする国はロシアであるとしているのである。そして九月十三日の社説「日清ノ恐ルヘキハ離間策ニ在リ」においては日本と清国との間に緊張関係が起きることこそ歐米列強の望む所であり、「東洋ノ大勢ヲ維持シテ亞洲ノ至強ヲ經營スルモノハ日ニアラサレハ則チ清、清ニアラサレハ則チ日ナリ此ノ両国ハ皆ナ亞洲ノ盛衰ヲ牽制スルモノナリ然リト雖モ清、孤立シテ日ト合從セサルトキハ以テ亞洲ノ盛衰ヲ望ム可ラス日、孤立シテ清ト合從セサル

トキハ以テ亞洲ノ盛衰ヲ望ム可ラズ」というように、日清両国は合從連衡してアジアを興し、歐米列強に対処せねばならないとしているのである。

また、十月一日の社説「東洋ハ獨立國ヲ増加スヘキノ議」においては東洋の各国、即ち朝鮮や安南等を独立させ、各國が合從して東洋の大勢を振起する必要を説いており、十月二十六日には、『時事新報』の「東洋ノ波蘭」という論題の記事を論駁する「支那帝國分割案ヲ駁ス」という社説を載せて、時事新報の記事に反駁しているのである。このような『紫浪新報』の一連の社説を整理してみると、佐々等國権主義者は清仏戦争の進展を背景としてロシアの勢力がアジアにおいて強まることが最大の脅威であるという認識から日清協調というより、むしろ日清の合從連衡という日清連合、提携論を一層強めたことが理解される。佐々友房がこのような日清連合、提携論を持つてしたことからすれば、先の樽井藤吉と上海において共に行動したとしても不思議ではないのである。また、國権論と民権論が対外問題においては協調し得る一例であるかとも思われる。

清仏戦争の開始により、以上検討してきたように様々な清国觀が日本の中に形成されたことが理解されたが、彼らは当時の日本が非常に脆弱な立場にあることを認識し、西歐列強の東進が現実になつた清仏戦争を国家自立の危機と受けとめ、それぞれの立場から国家自立を容易にする方策を模索したのである。そして、その様々な方策の一つの具現化が清国民衆との提携を目的とした東洋学館であり、貿易商業に従事する人物養成を目的とした東洋学館であつたのである。

結

以上、本稿においては東洋学館の設立から解散に至る過程、及び東洋学館設立の目的とその背景としての清國觀について検討を加えてきたが、これらのことから理解出来たのは、まず、東洋学館の設立には曲折があり、前後二期に分けられるということである。即ち、自由民権派の人々によって創設された前期の東洋学館と末広重恭を館長として設立された後期の亞細亞学館とにである。そして、これらの学館はそれぞれ別の目的を持って上海に設立された訳であるが、前者は国内における自由民権運動の衰退を背景とし、清仮戦争による中国の混乱に乘じ、自由民権の理想実現のために中国民衆と提携し中国改革をめざす目的の方便としての学校設立であり、後者は末広重恭を館長、山本忠礼を設立者とした、中国、アジアをブルジョワ的展望により好市場とみなし国家的利益を求める手段として貿易商業に従事する人物養成を目的とした学校設立であった。しかし、いざれも日本政府の喜ぶところとならず、館長、設立者が教員規則に違背し、徵兵避忌の方便となり得る理由から設立不許可となり、学館自身の財政難と相俟つて解散されたのであった。本稿の内容からは以上のようことが理解されたことと思う。このように東洋学館は清仮戦争により触発された危機感や国内情勢の変化を背景として日本で最初に海外に設立された学校であり、対支文化教育活動の具体的施設としてはその先駆をなすものといえるであろう。また、自由民権派の人々がアジア民衆と連帯

を図つた初めての具体的的事例として、こののちの大井憲太郎の大坂事件や善隣館設立計画（玄洋社の頭山満や中江兆民が朝鮮釜山に設立せんとした日韓清語を教授する学校設立計画）、それに、日清戦争直前、朝鮮東学党の農民との連帶を図つた天佑俠活動等の魁をなすものとして注目に値しよう。

尚、東洋学館廃止後、中国において設立された荒屋精の「日清貿易研究所」や「東亜同文書院」については別の機会に検討することにしておきたい。

(附属資料)

亜細亜学館設立

一、設置ノ目的 貿易ノ道ヲ講習シ兼テ興亜ノ旨意ニ基キ内外人ヲ論セス広
ク清國ノ言語（南北官話）ヲ教ヘ併セテ英國語学ヲ教授スルヲ目的トス

一、名称 亜細亜学館ト称ス

一、位置 清国上海米租界崑山路第八号館

一、學科期課程及教科用図書 但シ學科期課程ハ別表甲号教科用図書ハ

別表乙号之通り

一、教授法ノ要旨 英清共ニ最初ニ單語ヲ教ヘ韻声ヲ調正シ漸次対話、書取、

作文、翻訳、談論ヲ教ヘ傍ラ歴史文法書経書小説ヲ読マシム

一、試業規則 試験ヲ分テ小試験定期試験卒業試験ノ三トス、小試験ハ毎月

末月ニ授業シタル課目ヲ試験スルモノトス、定期試験ハ六月十二月ノ二

季ニ分チ其当季教授シタル課目ヲ試験スル者トス、卒業試験ノ期日ハ時々

之ヲ定メ全教科ヲ試験スルモノトス總テ試験ノ点数ハ一科十点ト定メ滿点

ノ五分ノ三以上ヲ及第点トス

一、起業終業時限 授業時間ハ毎日午前九時ヨリ正午十二時ニ至リ午後一時

ヨリ三時ニ至ル、但時宜ニ依リ時間ヲ伸縮スルコトアルベシ

一、休業日 每学年中日曜日ヲ休業トシ又左ノ国祭日及国祝日歲暮歲始ヲ休

業ス、

秋季皇靈祭 九月廿三日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 三月廿一日

神武天皇祭 四月三日

歲暮始 從十二月廿八日至十二月卅一日

但シ支那学ニ限リ清國ノ習慣ニ基キ休業スルコトアルベシ

一、入学退学規則

一、入学ヲ乞フ者ハ確実ナル保証人ヲ立て規則ニ拠リ束脩金并ニ學資金三

ヶ月分ヲ前納シ二ヶ月ヲ経過ノ後更ニ二ヶ月分ヲ前納シ能ハサル者ハ入

学ヲ許サス

一、入館ノ後事故アリテ本邦へ帰国セシムルコトアルトキノ旅費金ノ予備

トシテ銀貨拾六弗ヲ預ケ置クコトヲ得ル者ニ非ラサレハ入学ヲ許サス

一、本館生徒ノ内不幸ニシテ篤疾ニ罹リ業ヲ修メ難キモノト外ハ卒業前半

途ニシテ濫リニ退学スルヲ許サス

一、篤疾ニ罹リ業ヲ修メ難キモノト見認メ帰国スルモノト外ハ退学スルコ

トアルモ前納学資ヲ返還セサルベシ

- 一、入学ノ後規則ニ基キ学資ヲ前納セアルモノハ退学セシム
 一、生徒中若シ校則ニ悖戾シ或ハ校長幹事及教員ノ説諭ニ強抗シ若クハ他人ヲ教唆煽動シ又ハ怠惰不品行ニシテ成業ノ見込ナキ者ハ退学セシム
 一、寄宿舎規則
 一、館内取締ノ為メ生徒中ヨリ部長數員ヲ撰ミ各房生徒ノ勤惰ヲ監督シ諸事ヲ簡理セシム
 一、室内ハ最モ清潔ヲ要スルニ依リ洒掃等ヲ怠ル勿レ
 一、生徒ハ在学中政談演舌ヲ禁ス
 一、昼間袴類ヲ展列ス可ラス但疾病ニ罹ル者ハ此限ニ非ラスト雖トモ其旨ヲ部長ニ届出ツベシ
 一、生徒ハ故ナクシテ課業ヲ欠クコトヲ許サス但シ不得已課業ヲ欠ク者ハ授業時間前ニ其旨ヲ書面ニ記シテ部長ニ届出ツベシ
 一、故ナク引続キ三度又ハ三十日間ニ七度課業ヲ欠ク者ハ本籍父兄ニ照会スルコトアルベシ
 一、門限ハ午後七時トシ外出スルヲ許サス尤モ日ノ長短ニ依テ伸縮スルコトアルベシ但外泊スルヲ許サス然レドモ不得止事故アル時ハ予シメ外泊ノ宿所保証人ヲ申出ツベシ此場合ニ於テハ実地品行上ニ害ナキコトト認ムルトキハ許可スルコトモアルベシ
 一、猥リニ他室ニ入り雑談ス可ラス
 一、夜間ハ十時限リ嚴ニ音読高談ハ勿論都テ物音ヲナシテ近隣ノ安眠ヲ妨害スル等ノ所為アル可ラス
 一、館内諸般ノ事ニ關シ意見アル者ハ部長ニ開伸スベシ、若シ部長ヲ忌避スル事件ニ係ルトキハ直ニ幹事ニ申出ルモ妨ケナシ但多人数即チ数部結合ヲナシテ要求スル等ノ所為アル可ラス
 一、火ノ元最モ注意スペキハ勿論火ヲ蓄ヘタル儘外出又ハ就眠ス可ラス午

- 後十二時ニハ必ラス室内ノ燈火ヲ消シテ就眠スベシ
 一、毎朝六時半鐘報アルトキハ必ラス起テ盥漱スベシ
 一、台ナキ陶器ノ火鉢又ハ焚火ヲ為スヲ嚴禁ス
 一、畳等ヲ燒燬シ又ハ障子壁等ヲ破壊シ或ハ楽書シ又ハ庭園ノ樹木ヲ伐採シタル者ハ其損害ヲ償還セシム但シ本人ノ知レサルトキハ其物ニ関係アル各房ノモノヲシテ共担セシム
 一、外來人ハ親戚朋友ト雖トモ室内ニ於テ接見スルヲ許サス必ラス応接所ニ於テ面謁スベシ
 一、喫飯時間ニハ喧争駆馳スルコトナク食堂ニ出ツベシ
 一、外出スルトキハ必ラス其理由ヲ部長ニ陳ヘ各自ノ名札ヲ翻却セシム
 一、教場及ヒ室内ニハ靴ニテ昇降スルヲ許サス必ラス楼下入口ニ於テ上履ヲ用ユベシ
 一、学生ハ刀劍其他一切ノ兇器ヲ携帶スルヲ禁ス但シ右等ノ品ヲ所持スルモノアルトキハ事務所ニ預置クベシ
 一、生徒ノ間柄互ニ親睦スペキハ勿論ナレトモ猥リニ金錢又ハ其他ノ物品ヲ貸借ス可ラス
 一、本館ノ教授ヲ受ケシシテ他ニ通学スルヲ許サス
 一、欠課ノ有無ニ拘ハラス惰生ト認ムルトキハ本籍父兄ニ照会スルコトアルベシ
 一、生徒心得
 一、本館生徒タルモノハ修学ノ後ハ亞細亞諸邦ノ交際ヲ密ニシ貿易ノ隆盛ヲ計ランコトヲ期ス故ニ眼効努力スベシ
 一、本館ハ海外ノ設立ニシテ内國ノ諸学校ト異ナリ外国人トノ關係少ナカラサレハ学生タルモノハ品行ヲ端正ニシ信義ヲ以テ交接シ本邦并ニ居留規則ニ違背ス可ラサルハ勿論外国人ニ対シテハ最モ拳止ヲ慎ミテ苟モ侮

漫ヲ受クルノ所行アル可ラス

一、多人数打揃ヒ往来ス可ラス且往来人ニハ礼讓ヲ尽シテ通行ヲ妨害ス可

ラサルハ勿論外国人ニハ厚ク礼義ヲ以テ交接スペシ仮令下賤ノ人民ト雖

トモ決シテ蔑視侮漫ノ待遇ヲ為ス可ラス

一、館ノ内外ヲ問ハス嚴ニ飲酒歌舞又ハ勝負事ヲ為スコト勿レ又館内ニテ

ハ新聞雑誌ヲ除クノ外稗史等ヲ縦覧ス可ラス

一、館内ハ勿論道路ニ於テ放歌高吟ス可ラス
一、喧嘩口論ハ勿論仮令忍ヒ難キ耻辱ヲ蒙ルモ決シテ鬭争等ノ拳動アル可

ラス尤モ時宣ニ依テハ其國姓名ヲ問ヒ置キ其筋ニ申立相当ノ處弁ヲ需ム

ルノ手続ヲ為スベシ

一、在学中ハ清国内地旅行ヲ許サス内地旅行スルコトアルトキハ領事館ニ

届出テ法律規則ニ從ハシム

一、授業時間ハ離席ハ勿論面謁ヲモ禁スベシ然レトモ至急ヲ要スル者ハ其

事情ヲ陳ヘテ教員ノ許可ヲ乞フベシ

一、教場ニ於テハ戯技耳語等都テ教授ヲ妨害スルノ拳動アル可ラス

一、教場ニ在テハ授業ノ最始最終ニ於テ生徒一同教師ニ対シ立札ヲ為スベ

シ
一、教場并ニ外出ノ時ハ校則ニ依テ定メタル衣帽ヲ着用スベシ

一、都テ試験表并ニ勤惰表ハ毎時館内及東京大坂各地ノ事務所ニ掲示スベ

シ
一、最優等最劣等ノモノハ最寄事務所ヨリ本籍父兄ニ照会スルコトアルベ

シ
一、領事署及ヒ裁判所等ヘ願伺届及訴訟等ハ一切幹事ノ手ヲ経過スベシ

一、生徒罰則

一、本館規則及ヒ臨時取締ノ為メ出シタル規則ニ背キ或ハ幹事ニ抗争スル

者ハ都テ其所為ノ輕重ニ從ヒ退館又ハ禁足ヲ命シ又ハ本籍父兄若クハ保

証人ニ其始末ヲ報シテ意見ヲ問ヒ臨機ノ処置ヲ為スベシ

一、入学生學力

一、小学全科卒業ノ者若クハ之ニ相當スル學力ヲ有スルモノ

一、入学生年齢 年齢十五年以上ノモノ

一、生徒定員 三百名

一、學校長、教員職務心得

學館長ハ校務并ニ教育ニ關スル諸般ノ事務ヲ擔当ス教員ハ各自ノ教育ヲ負擔スルモノニシテ教場規則及ヒ學課ニ關スル事件ニ付テハ學館長ニ建議スルノ權アルモノトス

一、學館長教員人員俸額

學館長一名教員武名學館長ハ當分ノ内俸給ヲ与ス英學教師六十弗支那學

教師廿弗

現今仮リニ約定ヲナシタル月給ヲ記シタルモノナリ故ニ生徒百名ニ充ツレハ未項經費支出計算ニ記スル如ク増給ノ約アリ

一、學館長教員品行學力及履歷

學館長愛媛県士族末廣重恭同人ハ和漢洋ノ書ヲ修メ詩文ヲ能クシ現ニ朝野新聞記者タリ而シテ興亞會ノ議員トナリ亞細亞諸邦ノ有志者ト交り多シ英學教師ジョーン・クロスビー氏ハ英國ニ生レ廿一歳ノ時ルベーン・ベルシム大學校ヲ卒業シ同國龍勳ウリチトンハトクトケネー學校教師タリシカ明治九年一月日本東京ニ来リテ共立學校ニ聘セラレ同年七月滿期解僱同九年九月ヨリ同人社ニ聘セラレ同十一年一月滿期解約同年三月ヨリ明文學校ニ雇レ十二年十二月解僱十三年一月ヨリ同十四年一月迄神戸英語學校教師タリ支那教師傅廷棟氏ハ天津ノ人ニシテ幼ニシテ穎悟ノ聞アリ弱冠ニシテ秀才ヲ及第シ拳人トナル最モ詩文ニ博通ス氏ハ四方ニ流寓シ諸家ノ賓客トナリ南北ニ奔走ス故ニ北京南京等ノ官話ヲ能クス現ニ上海県内伊犁ニ錢糧ヲ掌送致スル總管ナル李如意(道台)ノ幕友トナリ公務ヲ掌弁ス

一、設立者ノ履歴

山本忠礼愛媛県士族當時東京京橋区南金六町拾弐番地寄留香川県及ヒ名東
県ニ出仕シ司法省ニ出仕シ函館裁判所ニ奉職後職ヲ辞シテ代言ノ免許ヲ得
一諸社社長トナリ北溟社ヲ創設シ函館新聞ヲ発行シ之レカ社長トナリ後商
業ニ從事シ和洋食糧品ヲ売買シ後官有物拝下ノ際ニ当リ人民物代トナリ出
願シタル廉ニ依リ禁獄百日ノ刑ニ処セラレ以後商業ニ從事シ近來上海学校
設立出願ニ及ブ

一、敷地建物図

別紙図面ノ通 現今借宅漸次入学生徒ノ増殖スルニ従ヒ移転、若クハ新築ノ見込

一、授業料

生徒一名ヨリ壱ヶ月八弗ヲ収納シ寄宿食料并ニ校中雜費授業料等一切ノ費
用ニ充ツ

一、経費収入支出

本館ハ未タ創業ノ際ナルヲ以テ確定シタル計算ニ非ラス将来行フベキ見込
即チ予算ヲ左ニ掲ク
金五千三百弗 収入 当分ノ内生徒百名ト予定シ六ヶ月収入高

内訳

金五百弗 東脩 東脩ハ入学際一度収入スルモノニ付毎月ノ計算ニ当ルコト能ハサ
ルヘン
金四千八百弗 学資 学資ハ毎月ノ収入ニ付以後月々ノ計算ニ当ルヲ得ヘシ
但シ一人ニ付壱ヶ月八弗収入之ヲ小訳スレハ 五弗寄宿費食料并ニ家屋修繕費ヲ云ニ弗月謝壱
弗校費

一、金五千四百弗 支出

内訳

金九百弗 教員月給
小訳 英学教育百弗 支那学教員三拾弗 助教二十弗
金九百弗 家賃 上海実価ニヨリ計算ス

但シ壱人ニ付壱ヶ月壱弗半ノ割合ヲ以テ計算ス現今ノ家賃ハ毎月三十弗
ナリ

金式千百弗 食料

但壱人ニ付壱ヶ月三弗半ノ割合ニテ計算ス

金三百弗 寄宿取締役員給料
会計壱人式拾弗監壱名三拾弗

金百式拾弗 小使門番給料
五名 壱名五弗

金三百弗 書籍器械買入費
壱ヶ月五拾弗ノ予算

金四百式拾弗 雜費

差引金式百六拾弗 予備積金

金銀出納手続

一、入学生徒ヨリ前納シタル学資金及東脩金ハ東京第廿国立銀行へ振込マ
シメ東京亞細亞学館事務所ニテ出納ヲ監督ス

一、第廿国立銀行へ振込ミタル金額ハ同行ニ積ミ置キ毎月ノ費用定額ヲ時
々上海出張店三井物産会社工為替シ本館費用ニ充ツ

一、生徒ヨリ預り置キ臨時帰国旅費ノ予備金ニ預リタル金（即壱名ヨリ拾

六弗）ノ惣額ヲ委皆上海三井物産会社ニ豫ケ置キ臨時帰国スル者ニ渡ス

者トス、但シ本文并ニ次項ニ記スル積金ハ時々領事館之証明ヲ乞フ可シ
用セサル者トス
一、毎月学館出納計算報告書ヲ製シ領事館ニ差出スヘシ
右之通設置仕度候ニ付御認可被下度此段奉願候也

東京府京橋区南金六町十二番地寄留、當時上海米租界西華德路第七号、松
尾伊之吉方止宿愛媛県士族
明治十七年十二月九日

在上海日本總領事

甲号ノ一 清 学 安藤太郎殿

習字	作文	書取	読書	語言	科学			
					期	学	時教各	間授週科
間時二十		間時二十	間時二十	間時二十	時教各	前	第一	亞細亞
		三字経	三字経	迄部敬言亞四 廿語語細声 章ノ集亞	數教間	期	第二	亞學館
		上同	上同	上同	間授週科各	後	第三	亞學館
		千字文	千字文	章部敬言亞 ヨ廿語語細 リ一ノ集亞	數教間	期	第四	學科
間時二十	上同	上同	上同	上同	上同	前	第一	前期
	翻話照 訳稿會 文	類論語 ノ	迄語中蒙智 二庸大環 卷論學啓	答簡明問	數教間	一ヶ月	第二	一年
上同	上同	上同	上同	上同	上同	後	第二	二期
	翻話照 訳稿會 文	類孟子 ノ	孟卷論 子ヨ語 全リ三	迄五談 十論 章篇	數教間	一ヶ月	第三	一年
上同	上同	上同	上同	上同	上同	前	第三	三期
		五經類	話北五 小京經 説官	略言篇 讀 篇語 談論 例	數教間	一ヶ月	第四	三年
		上同	上同	上同	上同	後	第四	二期
		同	話北五 小京經 説官	略言篇 讀 篇語 談論 例	數教間	一ヶ月		

甲号ノ二 英 学

数学	対話	文法	書取	読書	科学			
					期	学	間授週科各	時教毎学
同	同	同	同	間時六	間授週科各	前	第一	第一
比例	対話	作文	綴字	メブ ルライ ンニヲ	日數教間	期	第二	一年
					廿授日	一ヶ月	第三	一年
開立方	対話翻訳	作文	綴字	「第一 ドリ ヌニヲ	數教間	一ヶ月	第四	一年
				」 ドリ ヌニヲ	授日	一ヶ月	第五	一年
代数	対話	尺作半一文ス コ 臘文 卷法氏 上書 ック	ルリ 類 ード	史 バ 第 ニ 万 ド 二 氏 国 レ ル リ ラ	數教間	一ヶ月	第六	二年
					授日	一ヶ月	第七	二年
代数	対話	尺作半一文ス コ 臘文 卷法氏 下書 ック	ルリ 類 ード	米 リ グ 第 ニ 国 ッ ド 三 氏 史 チ ド ル リ ラ	數教間	一ヶ月	第八	三年
					授日	一ヶ月	第九	三年
幾何	対話	尺作半二文ス コ 臘文 卷法氏 上書 ック	ルリ 類 ード	「第一 ド四 ルリ ヌニヲ	數教間	一ヶ月	第十	三年
				」 ドリ ヌニヲ	授日	一ヶ月	第十一	三年
幾何	対話	半二文ス コ 卷法氏 下書 ック	ルリ 類 ード	「第一 ド四 ルリ ヌニヲ	數教間	一ヶ月	第十二	三年

書名	教科用図書表
卷冊	出版年月
ライメル	著者氏名
リードル	ユニヲン氏
万国史	バーレー氏
文法書	コックス氏
三字経	
千字文	廣部氏
亞細亞語言集	
四書	
智環啓蒙	
五經	
北京官話小説	
五冊	清國出版
智環啓蒙	壱冊
五經	十一冊
北京官話小説	清國出版

註

- (1) 外務省外交史料館所蔵『清國上海亞細亞學館(東洋学館)設立一件』(以下『東洋学館設立一件』と略す)所収『東洋学館題旨書』
- (2) 田中正俊『清仏戦争と日本人の中國觀』(思想)昭和二年二月)この論文は福州組事件に關係した人物の清國觀を中心に考察し、その関連において東洋学館の設立に触れてある。

(3) 興亜会については佐藤三郎『興亜会に関する一考察』(山形大学紀要)第四号昭和二六年)佐藤茂教『興亜会報告と曾根凌虎』(近代日本形成過程の研究)雄山閣昭和五三年)参照。

(4) 東亜同文会編『対支回顧録』(以下『回顧録』と略す)下巻一四六四頁 原書房 昭和四三年

(5) 『郵便報知新聞』明治二三年二月一九日

(6)(7) 肥後生『清國ニ於ケル肥後人』(明治三二年国立国会図書館憲政資料室所蔵『佐々友房関係文書』所収。なお肥後生なる人物は佐々克堂先生遺稿刊行会編『克堂佐々先生遺稿』によれば井手三郎のことである。

(8) 同心学校は明治十二年十二月熊本の学統である学校党の人々を中心として設立された同心学舎が明治十四年二月に改称したもの。その目的は「國家有用・國家救済の人材」を作るというものであった。明治十五年一月済々黽と改称。

(9) 佐々友房『済々黽歴史』明治二年(『佐々友房関係文書』所収)

(10) 興亜会員朝鮮人李東仁の同志、朝鮮開化党の人物で明治十七年の甲申事変で斃れる。彼の帰国に際して佐々友房の弟正之外六名の熊本県人が同行した。

(11) 前掲『清國ニ於ケル肥後人』によれば、その主なる人物は宗方小太郎、佐野直亮、井手三郎、深水十八、緒方二三、熊谷直亮、片山敏彦などである。

(12) 『海上日記』(『佐々友房関係文書』)所収。明治十七年十月二十七日より十二月二十日迄の上海観察旅行の日記。

(13) 『朝野新聞』明治十七年八月二十四日の東洋学館広告によれば責任者として和泉邦彦、宗像政、長谷場純孝の三名の名が記されている。なお、

この広告記事は東洋学館に関する広告のうち最初の記事である。

務卿宛「機密信第百武拾八号」

- (14) 九州改進党については水野公寿『九州改進党覚え書』(「近代熊本」第一
十一号 昭45) 参照。
- (15) 黒龍会編『東亞先覺志士記伝』下巻 四六六頁 復刻版 昭和四一年
原書房(以下『志士記伝』と略す)、前掲『回顧録』下巻 一五七頁。
- (16) 『朝野新聞』明治十七年十月十六日「書生ノ方向」
- (17) 前掲『志士記伝』上巻 三一〇頁
- (18) 前掲『東洋学館設立一件』「東洋学館趣旨書」「綱領」(外交史料館所
蔵)
- (19) 「熊本新聞」明治十七年九月十六日
- (20) 前掲『志士記伝』下巻 七五三頁
- (21)(22) 『朝野新聞』明治十七年九月七日「戦争モ亦利益アリ」
- (23) 『朝野新聞』明治十七年十月十二日
- (24) 「東洋学館設立一件」明治十七年十月九日 安藤太郎より井上馨外務卿宛
「機密信第百拾九号」
- (25) 「朝野新聞」「時事新報」明治十七年十月一日、「郵便報知」明治十七
年十月三日
- (26) 『朝野新聞』明治十七年十月十二日、十四日
- (27) 『朝野新聞』明治十七年十月十六日「書生ノ方向」
- (28) 『朝野新聞』明治十七年十二月二十七日「亞細亞学館創業意見」
- (29) 『朝野新聞』明治十七年十月十四日、十一月九日
- (30) 『朝野新聞』明治十七年十一月九日、なお、同記事中に館長代理山本
忠礼が上海において杉田定一 小室信介の送別会を開催し、亞細亞協会
の曾根俊虎も出席したことが記されている。
- (31) 『東洋学館設立一件』明治十七年十月三十日 安藤太郎領事より井上馨外
務卿宛「機密信第百武拾八号」
- (32) 『朝野新聞』明治十七年十一月九日、この記事中においては興亞学館
となつてゐるが十一月二十二日『東京日日新聞』、十一月二十五日『朝
野新聞』などの記事においては「興亞学館」となつてることからおそ
らく「興亞学館」の名称となつたものと思われる。
- (33) 『東京日日新聞』明治十七年十一月二十二日、『朝野新聞』十一月二十
五日、この改名については学館東京事務所から電報で上海の学館に其の
旨が送られたといふ。
- (34) 『朝野新聞』明治十七年十二月二十七日、山本忠礼「亞細亞学館創業
意見」
- (35) 『熊本新聞』明治十七年十二月二十日
- (36) 『東洋学館設立一件』明治十七年十一月十日、二十日、外務大輔吉田
清成より上海領事安藤太郎宛「機密第二十三、二十四号」
- (37)(38) 『東洋学館設立一件』明治十七年十二月九日、山本忠礼より安藤太
郎宛「亞細亞学館設立願」
- (39) 『東洋学館設立一件』明治十七年十二月二十四日、外務卿代理吉田清
成より文部卿大木喬任宛「公第四十五号」
- (40)(41) 『東洋学館設立一件』明治十八年三月十九日、文部卿大木喬任
より外務卿井上馨宛「学第一百二拾八号」
- (42) 『東洋学館設立一件』明治十八年四月九日、陸軍卿大山巖より外務卿井
上馨宛「陸軍省送達第九二七号」
- (43) 『東洋学館設立一件』明治十八年四月二十七日、外務卿井上馨より上海
領事安藤太郎宛「機密第十九号」
- (44) 『東洋学館設立一件』明治十八年九月三日、亞細亞学館主幹武富利治
より東京府知事渡辺洪基宛「御請書」

(45) 『東洋学館設立一件』明治十八年二月五日、安藤太郎より浅田徳則宛書翰

(46) 『大隈重信関係文書』第五刊、六三一~七七頁（東大出版会 昭和四五）

末広重恭に宛てた明治十八年十一月十一日の宗像政の書翰によれば負債は学校家賃、事務所家賃、宗像帰国費などを含めて百四十七弔五拾四仙四厘であった。

(47) 『回顧録』下巻 三四六頁

(48) 前掲『東洋学館設立一件』所収『東洋学館趣旨書』

(49) 『熊本新聞』明治十七年九月十六日、「東洋学館仮規約」「緒言」

(50)(51) 『自由新聞』明治十七年八月二十九日、三十日「曷為レゾ佛國ヲ答ムルヤ」

(52) 『自由新聞』明治十七年九月十一日、「清廷ノ決議」

(53) 前掲『回顧録』下巻 一五七頁、『志士記伝』下巻 四六六頁

(54) 哥老会は紅帮（ほんばん）とも呼ばれ清国中期四川から起源を発し、湖南、湖北、貴州、長江流域に拡まつた下層農民、民衆の秘密結社である。のち孫文の革命運動に協力した。

(55) 『回顧録』下巻 三一七頁、この福州組事件は陸軍の小沢鉄郎が中心となり、和泉邦彦や樽井藤吉、その他の人々と福州地方及び長江沿岸の哥老会の一派と提携し、清仏戦争の混乱に乗じ、非常手段をもつて清国の革命を画策した未発の事件である。

(56) 『回顧録』下巻、『志士記伝』下巻

(57) 『東洋学館設立一件』明治十七年十月三十日、安藤領事より井上馨外務卿宛「機密信第百式拾八号」

(58) 『自由新聞』明治十七年十一月二十一日

(59) 『朝野新聞』明治十七年十月一日、「我邦ノ外ニ国アルヲ知レ」この論

説は国友会において末広重恭が演説した内容を掲載したものである。

(60) 前掲『熊本新聞』明治十七年九月十六日「緒言」

(61) 『朝野新聞』明治十七年九月十六日「緒言」

(62) 前掲『朝野新聞』明治十七年十月十六日、末広重恭演説「書生ノ方向」

(63) 『東洋学館設立一件』明治十七年十二月九日、「亞細亜学館設立願」

(64) 『志士記伝』上巻 三一七頁

(65) 『滬上游記』（佐々友房関係文書）

(66) 『紫浜新報』明治十七年十一月三十日、「筆罰を与ふ」（熊本県立図書館「県政資料室」所蔵）

(67) 拙稿『熊本国権党と朝鮮における新聞事業』（国士館大学文学部人文学会紀要）第九号（昭和五一年）

(68) 『紫浜新報』明治十七年九月六日社説「露廷ノ遠略先ツ東洋ノ大患ヲ

醸シタリ」

(69) 『紫浜新報』明治十七年九月十三日社説「日清ノ恐ルヘキハ離間策ニ在リ」

(70) 『紫浜新報』明治十七年十月二十六日社説「支那帝国分割案ヲ駁ス」

この外、九月十九日の社説では「興亜会員ノ意見如何」という論を掲載し、清仏戦争に際して興亜会員の奮発を叱咤激励しているのである。（木学助手・国史学）